

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日か
たるときは、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示

字の区域の新設等
字の区域の変更

保険医の登録

地籍調査の成果の認証

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良法による換地処分(二件)

土地改良事業の認可(三件)

旧慣使用林野整備計画の認可

解除予定の保安林

◇ 教 委 告 示

教育委員会の招集

告 示

鳥取県告示第八十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、北条町長から次のとおり字の区域を新たに画し、及び変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設及び変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定による江北地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字
の名称

大字江北字新岩
谷

同上の区域(昭和五十五年五月六日現在の地番による。)

大字江北字宮ノ下一八七二の一部及び一八七三の一の
一部並びに一八七〇の二、一八七二、一八七三の一及び二七
〇八の一と一体をなす国有地の一部、大字江北字天神山一
七七九の一の一部、一七八〇の一部、一七八二の一部、二
七〇九の一、二七〇九の二の一部及びこれらと一体をなす
国有地、大字江北字東岩谷一八五七、一八五八の一、一八
五八の二、一八五九、一八六〇の一から一八六〇の五まで、
一八六一、一八六二の一部、一八六三の一部、一八六四の
一、一八六四の二の一部、一八六五の一から一八六五の四
まで、一八六六、一八六七及びこれらと一体をなす国有地、
大字江北字中岩谷一八五四の一、一八五四の二、一八五五、

<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和五十五年五月六日現在の地番による。）</p>	<p>大字江北字宮ノ 下</p>	<p>大字江北字宮ノ下のうち一八七二の一部及び一八七三の一部並びに一八七〇の二、一八七二、一八七三の一及び二七〇八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字江北字東岩谷一八六四の二の一部並びに大字江北字天神山一七七七の一部、一七七七の一、一七七七の二、二七〇九の二の一部及び二七二〇の二の一部</p>	<p>大字江北字天神山</p>	<p>大字江北字天神山のうち一七七七の一部、一七七七の一、一七七七の二、一七七七の三の一部、一七七七の四の一部、一七八〇の一部、一七八二の一部、二七〇九の二、二七〇九の三、二七二〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字江北字東岩谷一八六二の一部、一八六三の一部、一八六四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字江北字西岩谷一八五二の二の一部、一八五二の三、一八五二の四の一部</p>
<p>大字江北字東岩谷</p>	<p>及び二七二七の一部並びに大字江北字東浜一八三八の一、一八三八の二及び一八三九内第一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字江北字中岩谷</p>	<p>大字江北字中岩谷のうち一八五四の一、一八五四の二、一八五五、一八五六、二七二〇及び二七二二以外の区域</p>	<p>大字江北字西岩谷</p>	<p>大字江北字西岩谷のうち一八四一の一、一八四一の二、一八四二、一八四二の二、一八四二の三、一八四三から一八四五まで、一八四六の一、一八四六の二、一八四七、一八四八、一八四九の一、一八四九の二、一八五〇、一八五一、一八五二の一から一八五二の三まで、二七二七、二七二八の一及び二七二九の一以外の区域</p>
<p>大字江北字東浜</p>	<p>大字江北字東浜のうち一八三八の一、一八三八の二、一八三九、一八三九内第一、一八四〇の一、一八四〇の二、二八一七の一及び二八一七の三と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字江北字東岩谷</p>	<p>大字江北字東岩谷のうち一八六二の一部、一八六三の一部、一八六四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字江北字西岩谷一八五二の二の一部、一八五二の三、一八五二の四の一部</p>		

鳥取県告示第八十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、岸本町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規定による大原千町地区第二工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称

同上の区域(昭和五十五年三月一日現在の地番による。)

丸山字上垣原田

丸山字上垣原田のうち三六八の三、三六九の三、三七一の四、三七二の一、三七三から三七五まで、三七六の一、三七七の三、三七七の六、三九二の三、三九三から三九五まで、三九六の一、三九六の二、三九七から三九九まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、丸山字南屋敷二九二の二、二九二の三、二九五の二の一部、二九七の二、二九八の二、二九八の三、二九九の二、三〇四の三、三〇四の四及びこれらと一体をなす国有地、丸山字原畑三二四の一から三二四の三まで、三二五の一、三二六、三二七の一から三二七の四まで、三二八、三二九及びこれらと一体をなす国有地

丸山字赤溜

丸山字南屋敷二七九の二、二八六、二八七の一、二八八の二、二八九、三〇〇(合併の一、二九一、二九二の一、二九二の四、二九二の五、二九三、二九四の一、二九五の一、二九五次一、二九六、二九七の一、二九八の一及びこれらと一体をなす国有地の一部、丸山字赤溜五三六の三、五三七の一、五三八の一、五三九の一、五四〇、五四一の一、五四二から五四五まで、五四六の一、五四七の一、五四八の二、五四九の一、五五〇の一、五五〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、丸山字所平開五五一から五五五まで、五五六の一、五五七の一及びこれらと一体をなす国有地

丸山字垣原田

丸山字南屋敷二九二の六、二九四の二、二九五の二の一部、二九七の三、二九八の四及びこれらと一体をなす国有地、丸山字上垣原田三六八の三、三六九の三、三七一の四、三七二の一、三七三から三七五まで、三七六の一、三七七の三、三七七の六、三九二の三、三九三から三九五まで、三九六の一、三九六の二、三九七から三九九まで及びこれらと一体をなす国有地、丸山字垣原田の全域、丸山字赤溜五三一の一、五三一の二、五三二の一から五三二の四まで、五三三の一、五三四、五三五、五三六の一、五三六の四、五三七の三、五四六の二、五四七の二から五四七の四まで、五四八の一、五四八の三、五四九の二、五五〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

丸山字南屋敷	丸山字南屋敷のうち二七九の二、二八六、二八七の一、二八八の二、二八九、 ^{二九〇} 三〇一、合併の一、二九一、二九二の二から二九二の六まで、二九三、二九四の一、二九四の二、二九五の一、二九五次一、二九五の二、二九六、二九七の二から二九七の三まで、二九八の二から二九八の四まで、二九九の二、三〇四の三、三〇四の四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
丸山字原畑	丸山字原畑のうち三二四の二から三二四の三まで、三二五の一、三二六、三二七の二から三二七の四まで、三二八、三二九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
丸山字垣ノ内	丸山字垣ノ内の全域、丸山字赤溜五三三の二、五三六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五三一の一、五三二の一及び五三二の四と一体をなす国有地の一部
丸山字所平開	丸山字所平開のうち五五二から五五五まで、五五六の一、五五六の二、五五七の一、五五七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
丸山字下赤溜	丸山字下赤溜のうち五九一、五九三の一、五九九の一、五九九の二、六〇〇の一、六〇一の二、六〇二の二、六〇三の一及び六〇三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、丸山字所平開五五六の二、五五七の二及びこれらと一体をなす国有地、丸山字赤溜五三六の二の一部、五三七の二、五三八の二、五三九の二、五四一の二及びこれらと一

丸山字垣ノ中	丸山字下赤溜五九一、五九三の一、五九九の一、五九九の二、六〇〇の一、六〇一の二、六〇二の二、六〇三の一及び六〇三の二と一体をなす国有地の一部、丸山字垣ノ中の全域	
<p>鳥取県告示第八十七号</p> <p>健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。</p> <p>昭和五十六年二月六日</p> <p>鳥取県知事 平 林 鴻 三</p>		
氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
太田 誠	鳥 医 第二、五七五号	昭和五十六年一月八日
吉田 良平	鳥 医 第二、五七六号	昭和五十六年一月十二日

鳥取県告示第八十八号

東伯郡泊村大字原の一部における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 調査を行った者の名称

泊村

二 調査を行った時期

昭和五十四年度及び昭和五十五年度

三 成果の名称

泊村（大字原の一部）の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

泊村大字原の一部

五 認証年月日

昭和五十六年二月六日

鳥取県告示第八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、東鴨土地改良区の定款の変更を昭和五十六年二月二日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、西伯郡岸本町吉長五八一一大原千町土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る大原千町地区第二工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、東伯郡北条町大字土下一二番地山崎昇から同人ほか二十二人の者が共同して行う土地改良事業に係る江北地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十二号

北条町から申請のあつた町営土地改良(国坂地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年二月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十三号

北条町から申請のあつた町営土地改良(曲地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年二月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十四号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(紙子谷地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年二月二

日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十五号

三朝町長から申請のあつた福本・小林谷地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第二十二条第一項の規定に基づき、昭和五十六年二月二日認可したので、同法第四項の規定により告示する。

昭和五十六年二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町赤松字上横原(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
公衆の保健

三 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十六年二月六日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

一 日時 昭和五十六年二月九日(月)午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 (1) 市町村教育委員会教育長の承認について
(2) その他